

〔翻訳〕

新発見 周恩来、郭沫若の 往復書簡、呈文及び指示文

沈 衛 威 著
藤 田 梨 那 訳

これまで十数年来の档案研究を通じて、筆者は、文学者胡適、郭沫若等の未収録（全集、文集、選集、年譜に未収録）書簡 1500 通、学者蔡元培、竺可楨、胡先驕、陳寅恪等の書簡 6000 余通を収集した。また未刊行の原稿も発見した。これらの発見によって、従来、文学史、学術史上に存在する重要な事件の背後にあったもの、特に、これまで知り得なかった実際の状況を徐々に明らかにすることができた。

筆者の仕事は、作家の全集、文集、年譜或いは自伝編纂に実証性のある増補、修正に役立つものである。同時に、新文学研究のために信憑性の高い档案文献を提供する。何人かの作家の生活あるいは重要な事件に関する伝説、推測、虚構的な叙述を修正する一助となる。また、文学研究の空白を補完し、歴史の真面目に戻すにも役立つものである。档案は第一次の歴史現場として、歴史研究の直接材料である。档案は、その新文学の史料としての真実性において、当事者の自伝（回想録）、書信、日記と相互対照できるものである。またその臨場感と関連性において、第一次的に、時間、場所、人物を同時に、直接に浮かび上がらせ、因果関係を明白に提示することができる。大量の新聞雑誌に対して、档案史料は唯一の史料性ももつ。

日中戦争中、郭沫若、田漢、陽翰笙、洪深、馮乃超、杜国庠、鄭伯奇、胡愈之、鄭君里、馬彦祥、宋云彬等の大量の書信、文稿も発見され、抗日文藝の研究に新しい史料となるだろう。本稿は、新たに発見した周恩来、郭沫若に関する史料を中心に報告する。

1938年3月28日、郭沫若は第三庁庁長として、国民政府軍事委員会政治部会議に参加した。会議で第三庁の開設を討論した。4月1日に第三庁が正式起動。1940年9月、郭沫若は第三庁庁長の職を辞し、政治部文化工作委員会主任に着任した。彼は軍事委員会政治部部長陳誠（後、張治中）、副部長周恩来の下で文

化宣伝の仕事を行っていた。

本稿はこの時期、周恩来から郭沫若に出した最も重要な数通に指示文、及び郭沫若の一通の書信を通じて、抗日戦争の文化的宣伝に対する周恩来のリーダーとしての関わり方、郭沫若が行った具体的な仕事を見ていきたい。（档案にある新文学作家の書信については、筆者はその整理を進めている。『戦時郭沫若』『郭沫若未刊手札輯注』の編集はすでに完成した。）

日中戦争が始まると、国民政府軍事委員会は内部改組を行い、軍令、軍政、軍訓、政治の四部を設置した。政治部の下に、総務庁、第一庁（第一処、第二処）、第二庁（第三処、第四処）、第三庁（第五処、第六処、第七処）、設計委員会、技術委員会及び国際問題研究所（この情報工作機構も第三庁に帰属する）が置かれた。国際問題研究所はまさに 1937 年に郭沫若の帰国を企画し、実施した情報機構である。

第三庁の下に、三処が置かれた：第五処は言論宣伝を担当。第六処は芸術宣伝を担当。第七処は対敵宣伝を担当、となる。

郭沫若が軍事委員会政治部第三庁の庁長に在任したのは 2 年半（30 ヶ月）である。辞職後、文化工作委員会主任になる。彼が第三庁の庁長在任時、政治部部长は陳誠、後続主任は張治中である。上級下級の協力関係は良好、工作順調であった。郭沫若が第三庁の庁長を辞任する主な理由は、1940 年後半、国共両党の政治的分裂と 1941 年 1 月初めに起こった「皖南事变」である。

当時、郭沫若の周囲に多くの著名文人がいた。そのなか多くの人は知日人士であった。

副庁長範揚、軍事ランクは少将。

副庁長兼第七処処長範寿康、日本留学経験者、軍事ランクは少将。

胡愈之、フランス留学経験者、第五処処長、軍事ランクは少将。

田漢、日本留学経験者、第六処処長、軍事ランクは少将。

庁長秘書陽翰笙、上校。

この他、何公敢、馮乃超、杜国庠、鄭伯奇、徐寿軒等は等しく留日経験者である。更に彼らは一つの絆をもっていた。すなわち彼らの多くは「創造社」、「太陽社」時代の文友である。

具体的な宣伝任務は、四つの抗敵宣伝隊、十の抗敵演劇隊、二つの子供劇団、三つの映画放映隊及び新安旅行団、戦地文化服務処等を統率することである。

周恩来は、共産党の主要リーダーとして、日中戦争初期において、国共合作のために再度軍事委員会政治部幹部職を担い、黄琪翔、張厲生と共に政治部副部長の任を担った。その間周恩来が抗戦文化宣伝の実際の仕事について、郭沫若に与えた指示文は極めて重要な文献である。档案の原貌を保つため、ここで解釈を行わず、直接に提示しておく。

其の一：

1938年7月29日、郭沫若が軍事委員会政治部第三庁庁長名義で簽呈した「本庁工作計画及事業費予算書」：

簽 呈

七月廿九日

於第三庁

查本庁工作・計劃及事業費預算書，早經呈

核，并于上月廿九日奉到

鈞部治會字第二八三号指令，蒙示「為目前財力所限，將經常費核減為十五萬九千九百十一元，臨時費核減為六萬一千二百八十五元，除臨時費專案呈請外，餘已匯案造具全部事業費預算呈核」在案。後復奉

諭在呈核期間，將所擬工作擇急先辦；當經詳加審擇，得須即辦者廿二項，共須事業費十一萬三千七百〇五元。經與張會計長面商，昨荷電話通知，以部存現款無多，僅能先月墊本庁五萬元，此數實難敷用。唯查戲劇宣傳隊等工作業蒙次第批准，于本月份先後舉辦，但未撥給經費，其已舉辦者，已由本庁墊付不少。其尚未舉辦者，值此宣傳工作須加緊時期，亦應火速着手進行。特此 簽 請

核示，請定月先墊發六萬元，自本月份開始，以便向會計處具領支付，而利工作進行！謹呈

部 長 陳

副部長 周

張

職

郭沫若【郭沫若印】

日本語訳：本庁の仕事、計画及び事業費予算書を調べ、すでに審査を受けるべく申請書を提出し、先月29日に軍事委員会政治部第二八三号指令を受け取った。指令に、「目下財力に限りがある故、經常費を十五萬九千九百十一元に削減し、臨時費を六萬一千二百八十五元に削減する。臨時費專案を申請する外はすべての事業費予算を申請通り送金した。」と承った。その後また、申請期間に、予定された仕事を急緩選別し、急を先に処理するという指示を受けた。詳細に選択した結果、すぐに処理する必要の仕事は22項目があり、必要事業費は十一萬三千七百五元であることが判明した。張會計長と面談し、昨日電話の通知を受けた。それによると、軍事委員会政治部には、現金が多くない、先に月ごと、本庁に五萬元を立て替えるしかできないという。この金額ではとても足りない。戲劇宣傳隊等の仕事が順次批准されたことは承知している。本月より順次実施したが、

未支給の経費は、すでに実施した分に関して、本庁が多く立て替えた。まだ実施していない仕事は、目下宣伝工作を早急にしなければならない時期において、緊急に着手すべきと存じ、ここに審査していただき、指示をいただくことを申請する。今月より月ごとに先に六萬元を支給していただきたい。ご指示により、会計処で支給金額をいただき、仕事が順調に進められるよう、願います！

謹呈

部長 陳

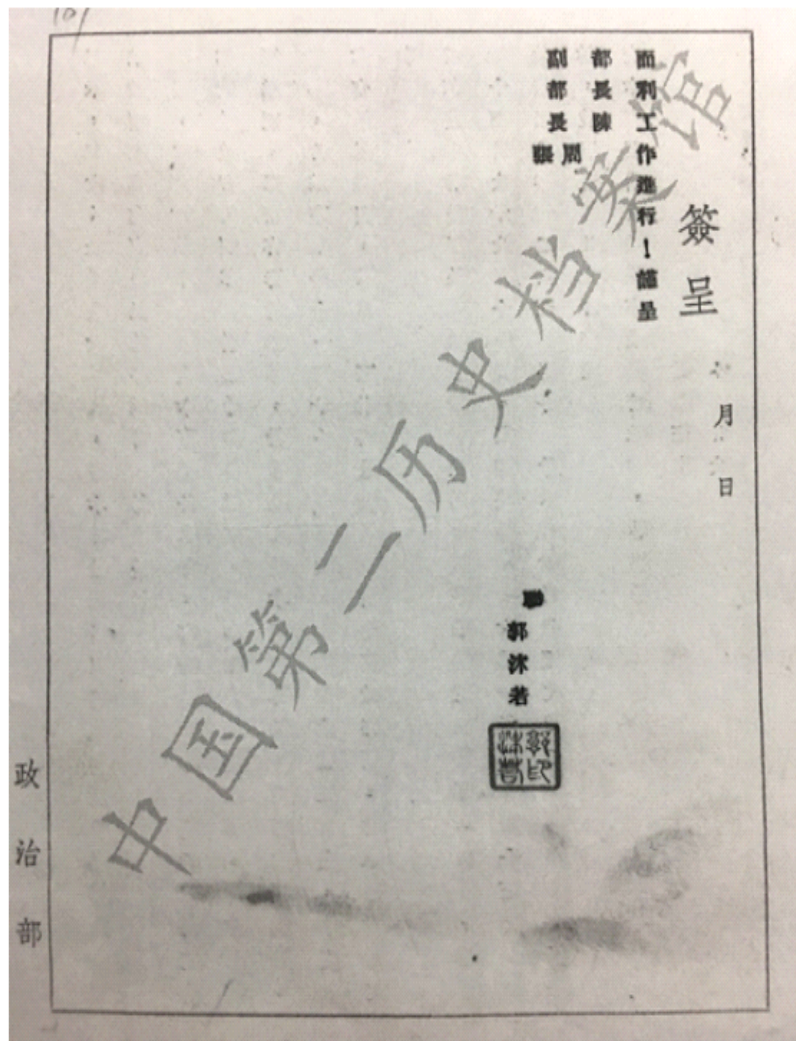
副部長 周

張

七月廿九日
 於第三廳
 簽呈

宣本廳工作計劃及事業費預算書，專經呈
 核，並于上月廿九日奉到
 鈞部治會字第二八三號指令，蒙示一爲目前財力所限，將經常費核減
 爲十五萬九千九百一十一元，臨時費核減爲六萬一千二百八十五元，除
 臨時費專案呈請外，餘已彙案滙具全部事業費預算呈核在案。後復
 奉
 查在呈核期間，將所擬工作籌款先辦；當經詳加審擇，得須即辦者廿
 二項，共須事業費十一萬三千七百〇五元。經與張會計長面商，昨荷電
 語通知，以部存現款無多，僅能先月墊本廳五萬元，此數實難敷用。
 唯查戲劇宣傳等項工作業蒙次第批准，于本月份先後奉辦，但未撥給
 經費，其已奉辦者，已由本廳墊付不少。其尙未奉辦者，值此宣傳工作
 須加緊時期，亦應火速着手進行。特此簽請
 核示，請定月先墊發六萬元，自本月份開始以便向會計處具領交付，

政 治 部



周恩来は、30日に批准の指示を出した。

所請之數，望與張會計長先行商定，可即照發。

周恩来

七，卅

日本語訳：請求した金額については、張会計長と相談して、直ちに執行すること。



8月2日、張會計長が具体的意見を書いたのを受け、周恩来は、8月6日に指示を出した。

- 一、如張會計長所擬核發；
- 二、第三庁仍應照此數目將擇急先辨之，工作计划列項報告，以便考核，并應實報實銷。

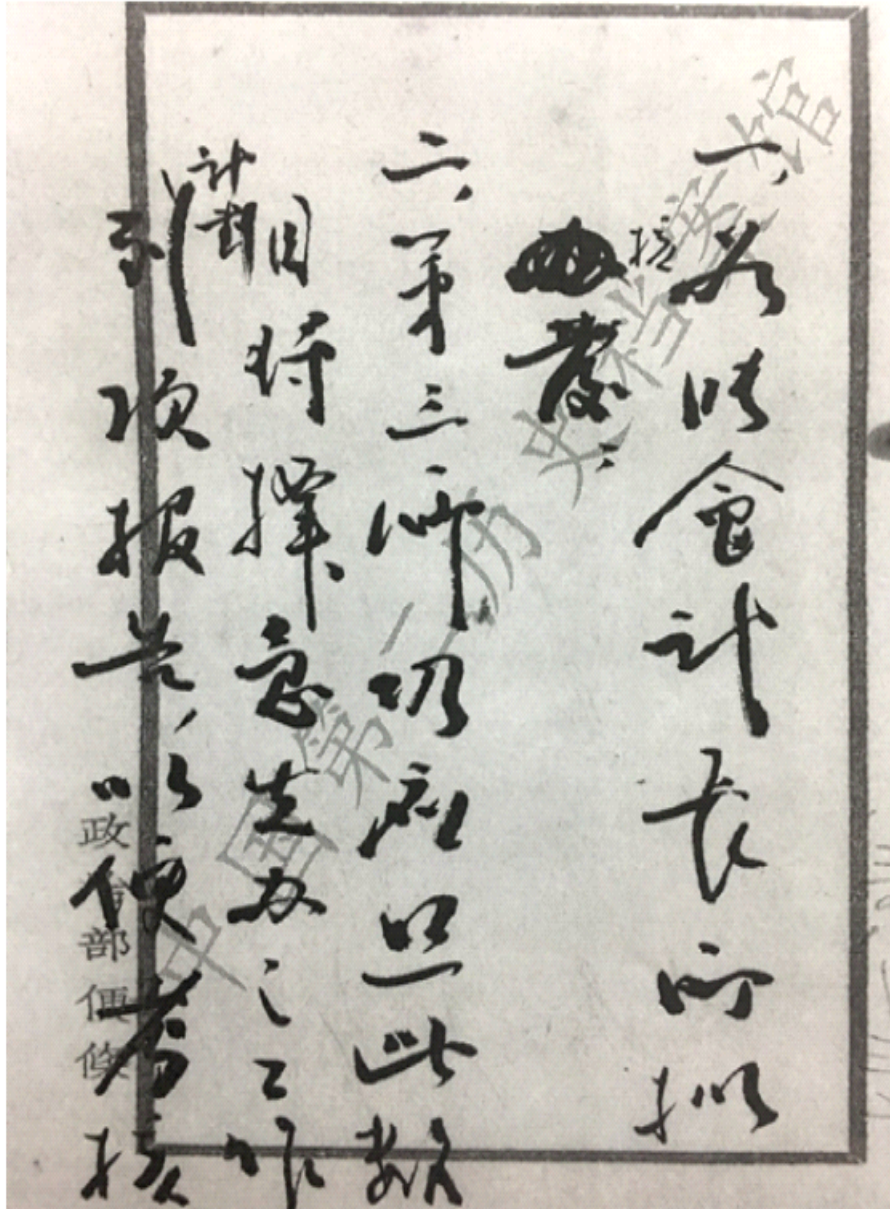
周恩来

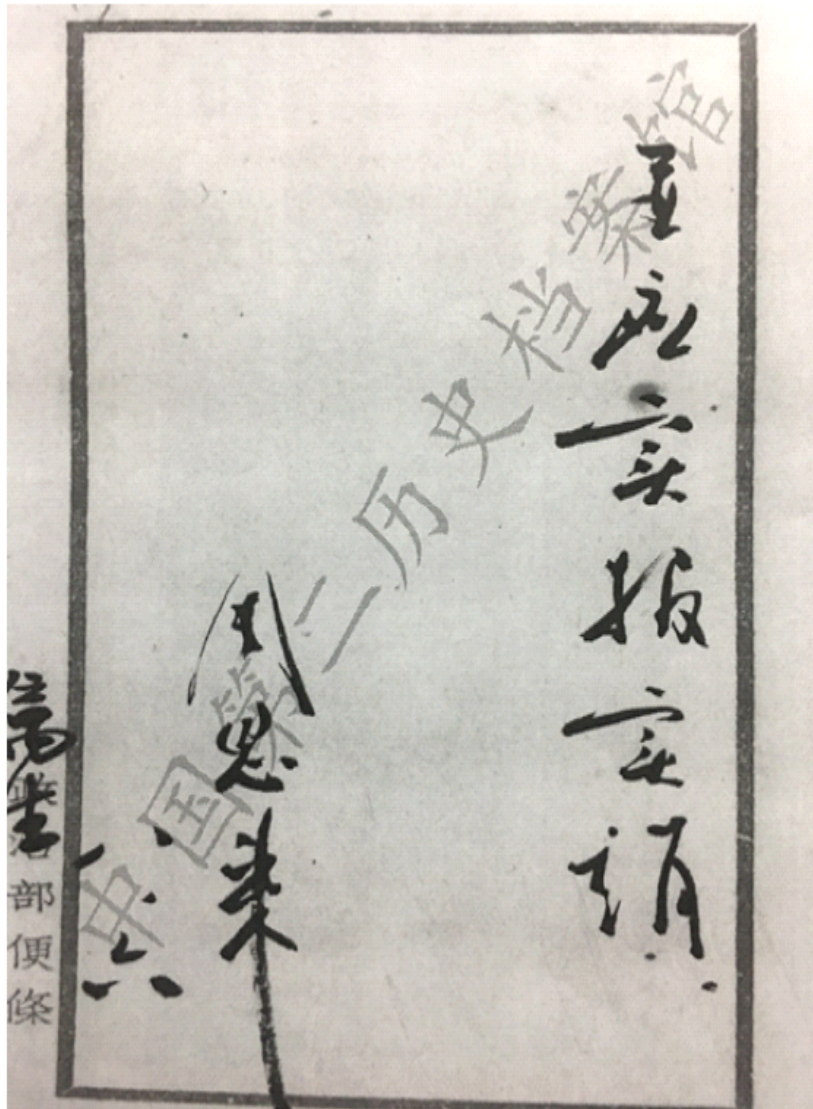
八，六

日本語訳：一、張会計長の指示通り支給すること。

二、第三庁はこの金額に従って、急務を優先に処理すること。審査利
するため、仕事の計画は項目ごとに報告し、実際の報告通りに金
額を支給すること。

周恩来の指示文の最後に張厲生のサイン「厲生」とある。





これより前の 6 月 7 日に、事業費予算の批准が下りないため、郭沫若は軍事委員会秘書長張厲生、政治部部長陳誠、副部長黄琪翔、周恩来に陳述文を提出し、臨時の調整金を出して応急措置とするよう要求した。

簽 呈

目前非常時期臨時動用在所難免本庁事業費尚未蒙批下毫無存儲
請暫發臨時周轉金壹萬元以備萬一之急乞

簽核 謹呈

秘書長張厲生

部長陳

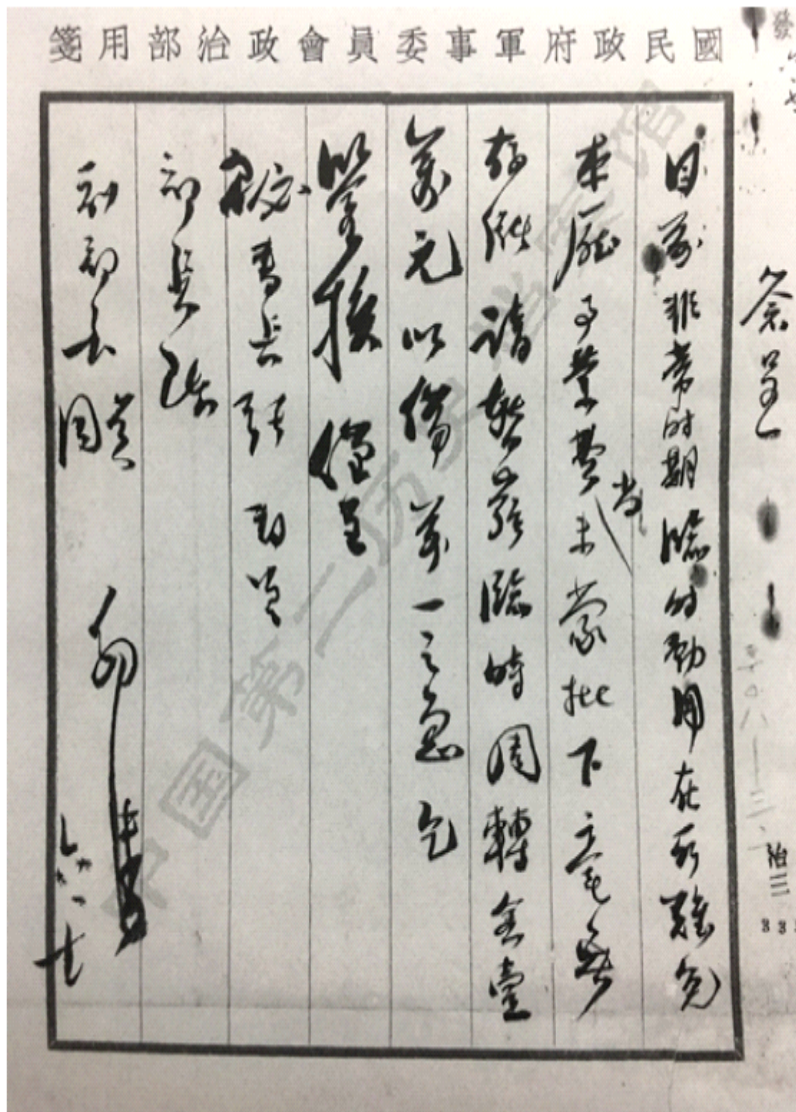
副部長黄

周

郭沫若

六，七

日本語訳：目下非常時期ゆえ、臨時の予算請求はやむを得ない。本庁の事業費はまだ批准されていない。こちらには貯蓄は全くない。臨時支給一万元をお願いし、もって緊急に備えることを乞う。



其の二：

1938年8月29日、郭沫若は第三庁庁長の名義で簽呈（陳述書）を提出した。

查我方對敵宣傳工作，迄今似尚欠迅速與確實，欲收深入與普遍之效，頗非易事。其最大癥結為下級對敵宣傳組織之缺如本庁前 簽 建立對敵宣傳組織

新發見 周恩来、郭沫若の往復書簡、呈文及び指示文（沈衛威）

意見，以格於編制，未蒙核准。茲擬於現有政治部編制內，指定人員專司其事，庶幾對敵宣傳工作之執行，有所保障。謹擬訂各級政治部對敵宣傳工作人員服務規程一種，敬祈

核准施行

謹呈

部長 陳

副部長 周 張

職 郭沫若【郭沫若印】 呈

附呈各級政治部對敵宣傳工作人員服務規程一份

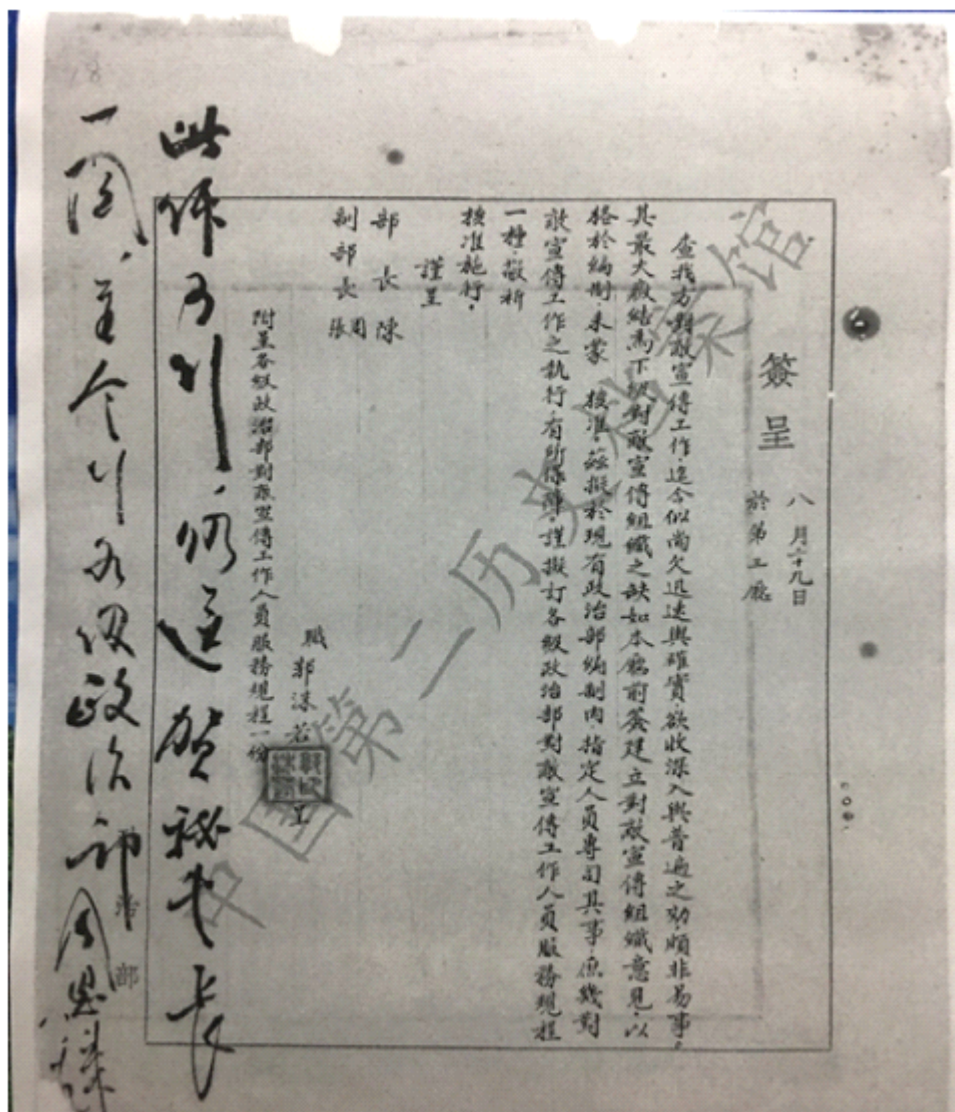
日本語訳：我が方の対敵宣伝工作を精査して、なお迅速さと确实さに欠けていることが分かった。深さと普遍的効果を求めるのが容易なことでない。その最大な問題は、本庁が先に申し立てた対敵宣伝組織を作る意見がいまだ批准を受けていないところである。いま欠けているのが下級の対敵宣伝対組織である。ここに、現有の政治部編制内において、この仕事を担当する人員を指定することによって、対敵宣伝工作の執行を保障することを願う。謹んで各級政治部の対敵宣伝工作人員服務規程一種を起案し、謹んで批准していただきたい。

附件、各級政治部對敵宣傳工作人員服務規程

周恩来は、8月29日に「簽呈」の余白に指示を書いた。

此件可行，仍送賀秘書長一閱，并令行各級政治部。

周恩来 八，廿九



日本語訳：この件は進めるべし。賀秘書長に一部提出されたし。合わせて各級政治部に命令を通達する。

賀秘書長はすなわち賀衷寒のことである。

其の三：

1938年11月5日、国民政府軍事委員会政治部第三庁から「為推行平劇抗敵宣傳懇請補助准予月給津貼貳百伍拾元由」（平劇による抗敵宣傳を進めるため、謹んで補助金、月額二百五十元の支給をお願いする）を上呈した。郭沫若の指示は、

一、可

二、按月津貼貳百伍拾元在歌劇費用項下開支

郭沫若 十一，五，

新発見 周恩来、郭沫若の往復書簡、呈文及び指示文（沈衛威）

日本語訳：一、可。二、月に二百五十元を支給し、歌劇費用の項目で支出すること。

周恩来の指示、

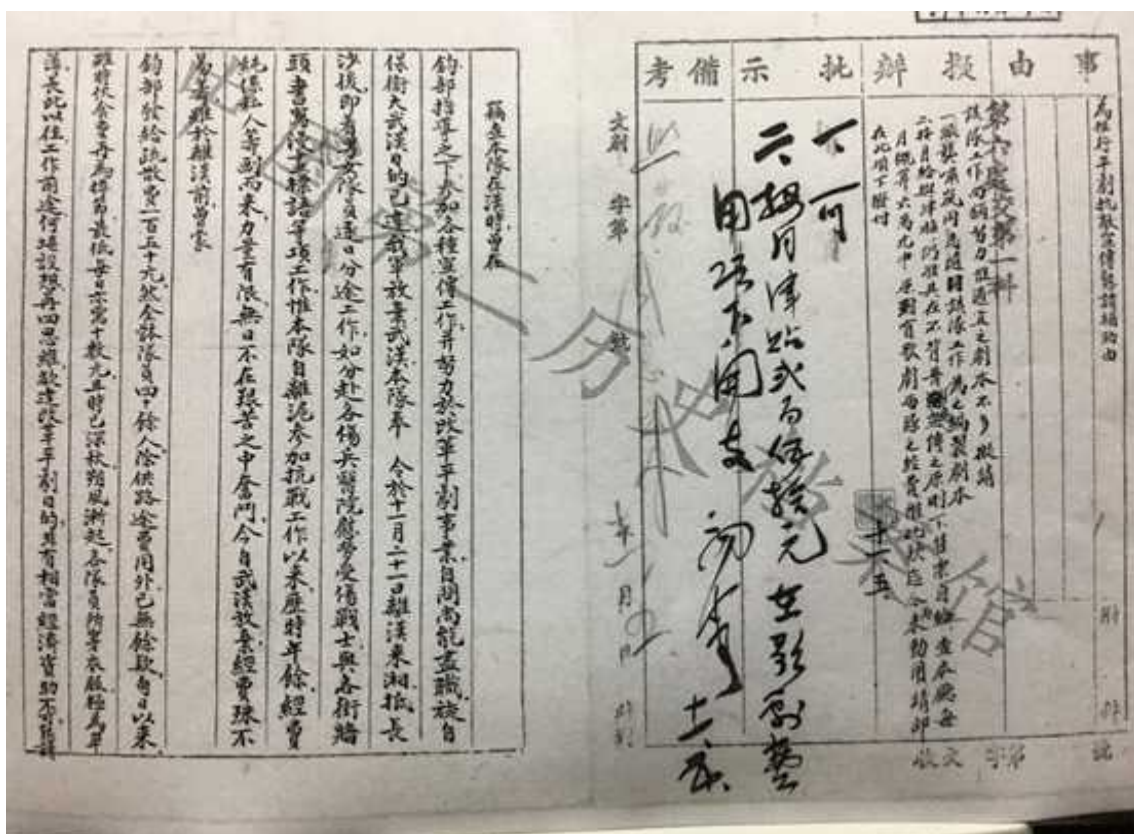
照發 十一，五，

日本語訳：この通り執行すること。

單由攝廳三第部治政會員委事軍府政民國

收准呈字 第 3216 號

示	批	辦	擬	由	抗敵新劇隊之呈請	何處來及何人來	文別	文到日期	附	件
照發	一、可	二、按月津貼四百元	該隊工作尚稱努力，擬請准予津貼，以資維持。	該隊工作尚稱努力，擬請准予津貼，以資維持。	為擬請津貼抗敵宣傳品清補助准予自給津貼四百元	抗敵新劇隊之呈請	呈	十月五日	時	
周恩来	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月					



“照發 周恩来 十一，五”の墨跡はうすれている。

其の四：

1939年1月30日、周恩来は、洛陽第一戦区司令長官部程潜からの、抗敵話劇第十隊費用支給を催促する電文を受け、直ちに指示を出した。

電文は以下の通りである。

軍委會政治部周副部長恩来十月宥副总洛電言達爵密現届廿七年度終結本部
賬款亟待清理前墊借抗敵話劇第十隊十月份經費壹仟元 請飭即匯還以清手續
并盼電复洛弟程潜号酉副总

日本語訳：軍委会政治部副部長周恩来、十月に洛陽から極秘の電報をかけた。27年度末まで、本部の経費を決算する。経費手続を完了させるため、以前、抗敵話劇第十隊に立て替えた十月分の経費一千元を速やかに返金されたし。合わせて、洛陽に返電するようお願いする。

弟程潜 号酉（第10番時間酉時、即ち午後5時—7時） 副総（程潜の肩書、軍事委員会副総参謀）

周恩来の指示：

交第三庁速辨

新発見 周恩来、郭沫若の往復書簡、呈文及び指示文（沈衛威）

周恩来

一月卅

日本語訳：第三庁に渡し、速やかに処理すべし。

これを受けて、第三庁主任秘書陽翰笙が執行し、併せて署名した。

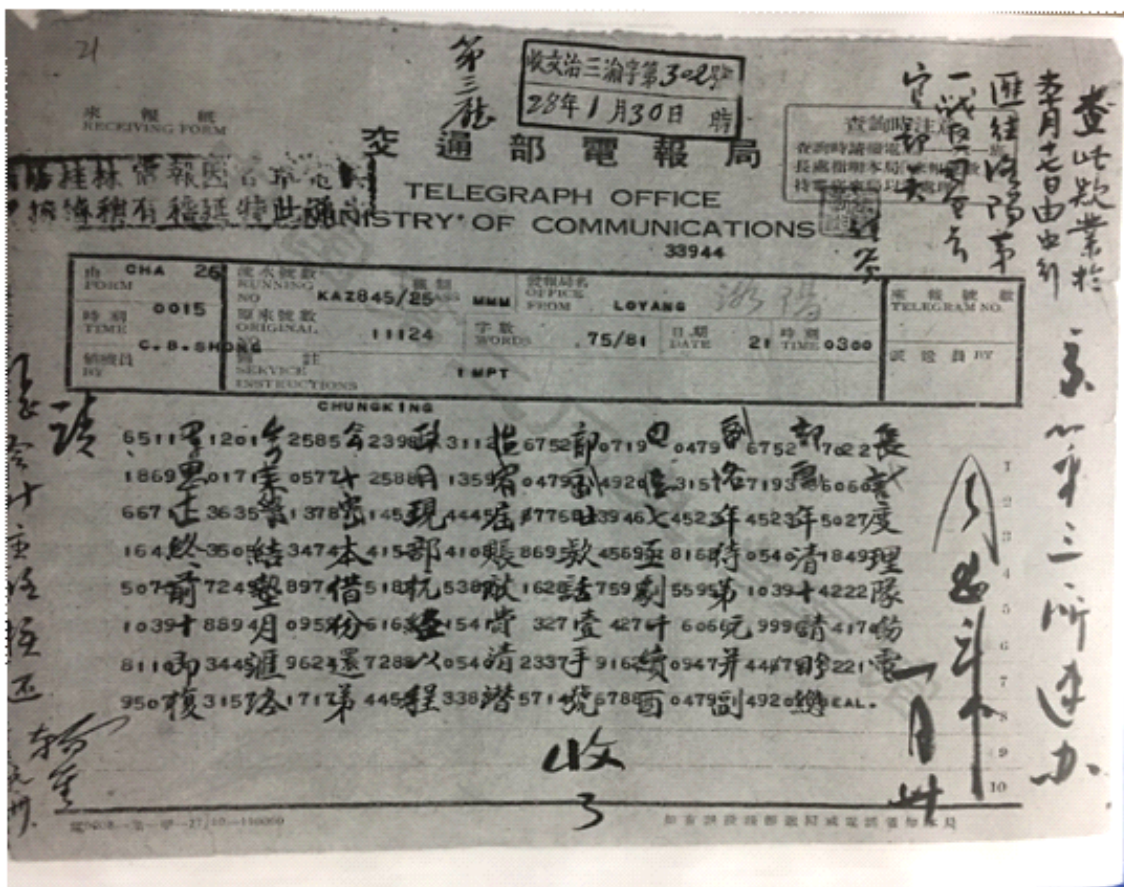
請

張會計主任核還

翰笙

元，卅

日本語訳：張會計主任に確認し、返還するようお願いする。



1939年11月、軍事委員会政治部第三庁所属の「新安旅行団」の経費問題は、政治部副部長周恩来の注目により、比較的長い呈文を記して、陳誠部長の指示を仰いだ。この文章は、档案に後半部分の抄本のみ現存している。

(三) 該団経費擬酌給，可作津貼費每月三百元（該団工作繁多，除一般宣傳外尚有電影幻灯等，消耗較多）。生活津貼費每月七百四十五元（團員每人每月十五元，四十五人合六百七十五元，顧問每人每月廿五元，二人合計五十元。另加辦

公費卅元），兩項合計壹仟零四十五元。

（四）臨時津貼費貳百元，擬請照准。

照抄周副部長 簽呈一件

關於津貼并指導新安旅行團事，郭庁長 簽 擬八項辦法均均可照辦。臨時費二百元，經常費每月一千零四十五元，即在第三庁宣傳積餘費中開支。團印工作訓令證明文件可照發。旅費俟到桂林後再定。謹呈
部長核示。

周恩来 十一，十一，

當於十一月十一日本七時

部長陳批：“照辦”

日本語訳：（三）当團（新安旅行團）の経費は適宜に支給したい。毎月三百元の補給金とする（当團の仕事が多く、一般宣伝の外、更に映画、スライドなどがある。消費が比較的多い）。生活手当は毎月七百四十五元（団員一人あたり毎月十五元、四十五人合せて六百七十五元。顧問は一人毎月廿五元、二人合せて計五十元。この他に事務費卅元）。二項目合計壹仟零四十五元。

（四）臨時手当経費二百元の批准を上申する

周副部長の文書写し一部

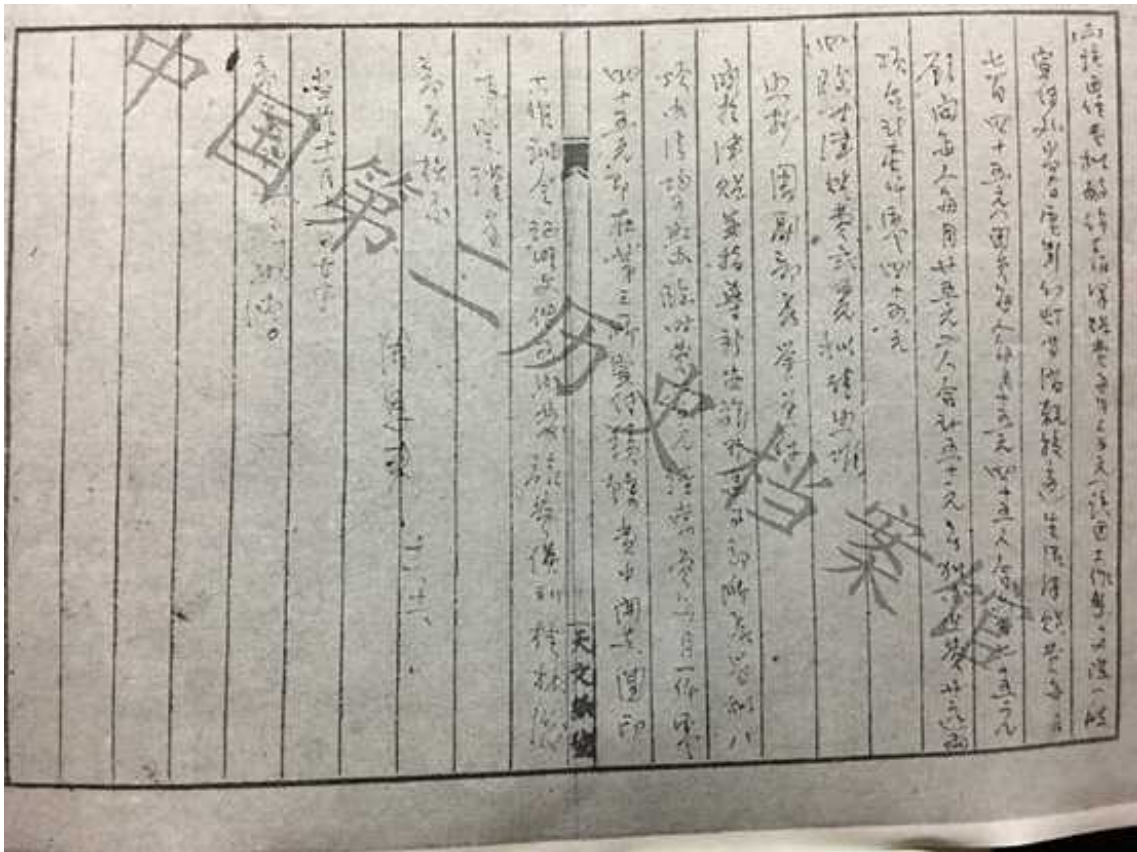
手当経費及び新安旅行團指導の件については、郭庁長が考案した八項の仕様法はその通り行ってよい。臨時経費二百元、經常費毎月一千四十五元は第三庁宣傳貯蓄費から支出するように。團が印刷発行する文章、通達、証明書は、予定通り発行してよい。旅費の件は、桂林に到着後決定する。

部長のご指示を乞う

周恩来 十一、十一

十一月十一日七時

部長陳批准：“そのようにしてよい。”



其の五：

簽 呈 八月十五日於第三庁

頃接第三戦区政治部谷主任正綱來電，對該部籌辦战地日報一案有所陳述；
謹將抄呈原電， 簽 請
核示！

附抄原電乙件

職郭沫若【郭沫若印】

日本語訳：先ほど、第三戦区政治部谷主任正綱からの電報をいただき、当方の戦地日報創刊の案件について触れられた。謹んで電報原文の抄本を呈し、審査、指示を乞う。

附文、原電抄本乙件

時間は5月15日。

査前已有電説明款項数目，該件已發還三庁， 請查出并复 周 八、十七
經費若干應先查詢

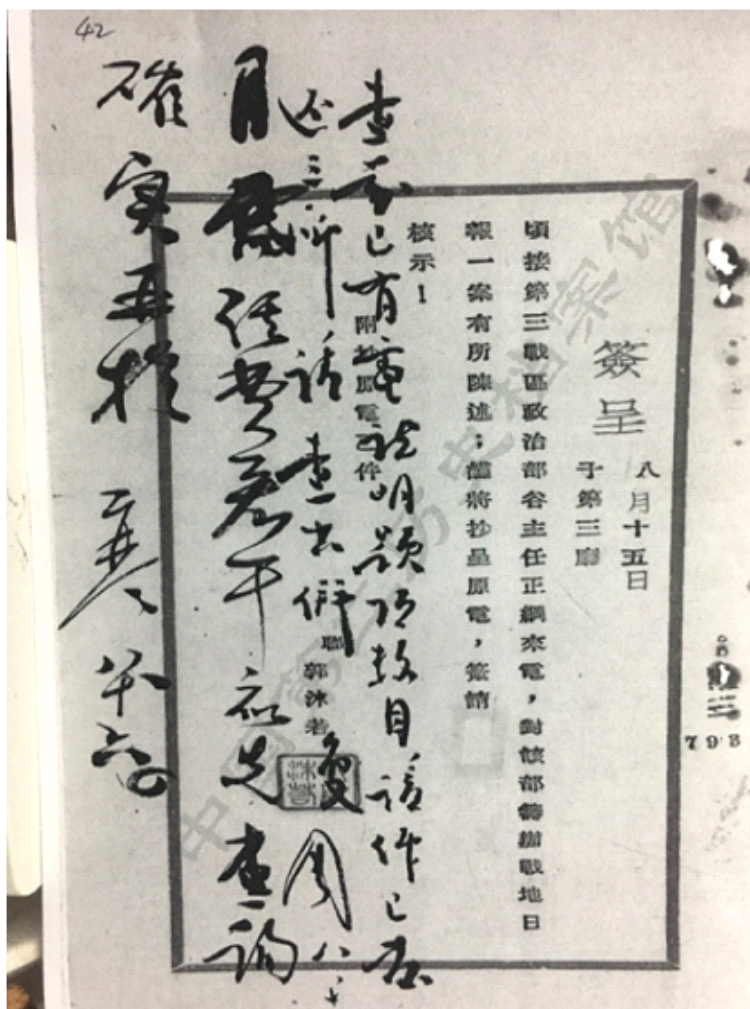
確實再核 衷寒 八、十六

日本語訳：前にすでに費目について説明した電報があったことは調べで判明した。この件はすでに三庁に送り返した。調べて返事をせよ。周恩来 八、十七

経費の額は先に問い合わせ、精査してから再度審査する。賀衷寒 八、十六日付は5月15日。

書類批准にある「周」は、周恩来のこと。

書類批准にある「衷寒」は、賀衷寒のこと。



其の六：

文化宣伝組織の指導部門として、多くの作家を傘下に集めているので、読書は欠かせないことである。そこで郭沫若は、第三庁内に図書室管理委員会を立ち上げることを決定し、各処に通告した。

通知

- ①本庁決組織圖書室管理委員會由范揚何公敢徐寿軒田汉寿范康杜国庠張志讓諸同志組成之以范寿康为主任委員。
- ②凡本庁所藏圖書須集中管理將已購書籍通盘編目其有各科專用性質者可分存各科由各該科自行妥为管理它科遇需要時得隨時調取。

③ 以後各科処購買書籍事前須商同委員會決定之

郭沫若 四、廿九

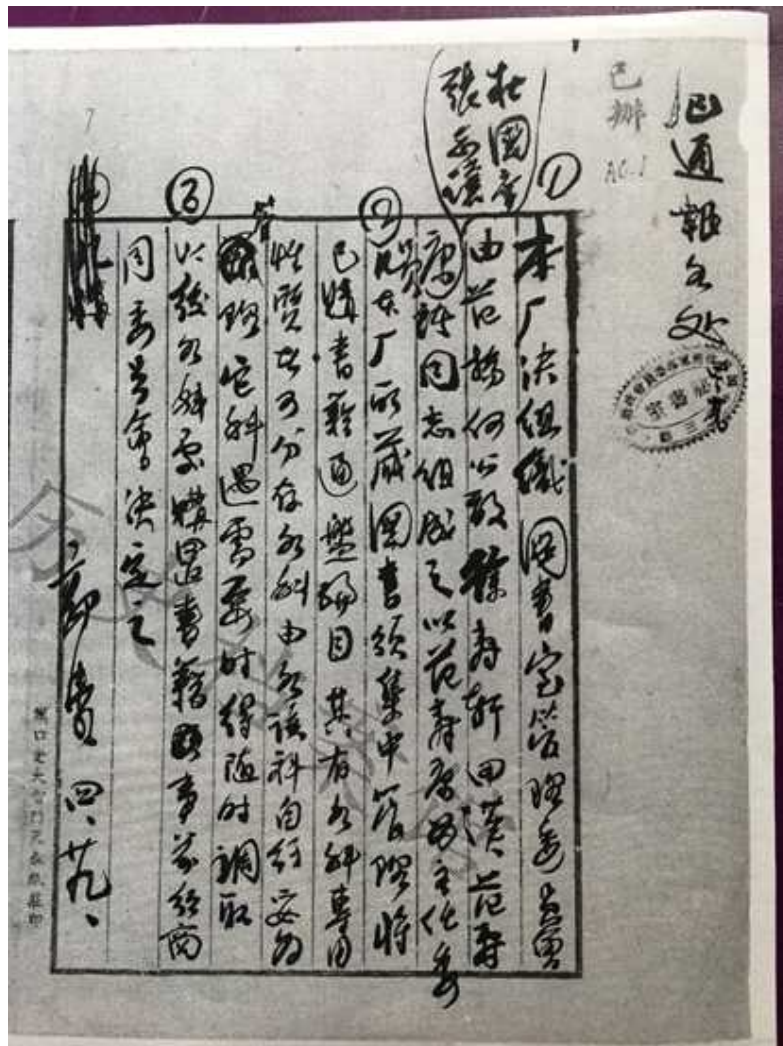
已通報各処 四、廿九

日本語訳：①本庁は図書室管理委員会を立ち上げることを決定した。范揚、何公敢、徐寿軒、田漢、范寿康、杜国庠、張志讓によって組織し、范寿康を主任とする。

②凡そ本庁所蔵の図書は全て集中管理するとし、すでに購入した書籍については全て目録を編纂する。各科の専門性をもつものは、各科に分けて所蔵し、各科で管理する。他の科で必要な時は、随時使えるようにする。

③以後、各科で書籍を購入する場合は、事前に委員会所蔵と相談する必要がある。委員会がこれを決定する。

（訳者注：当時第三庁には、第五処、第六処、第七処の三処が置かれていた。各処に三つの科がある。第五処一科は創作、二科は宣伝、三科は印刷発行。第六処一科は戯曲、二科は映画、三科は音楽美術。第七処一科は敵情研究、二科は国際宣伝、三科は対敵宣伝科。）



周恩来が指示を出していた軍事委員会政治部第三庁、文化工作委員会は、強力な文芸の専門部署である。陽翰笙、田漢、馮乃超、洪深、胡愈之等は、郭沫若の有力な同志である。かれらの仕事の効率と宣伝工作は当時の社会で大きな影響力を發揮した。

以上、呈文、電文と指示文から、周恩来、郭沫若が実際に行った仕事の実情が伺える。同業の学者がすでに論述した史実については、ここでは重複を避けることとする。

（しんえいい・南京大学教授）

（ふじたりな・教授）